

山形県国民健康保険運営方針 中間見直し(案)のポイント

- 平成29年度に策定した「山形県国民健康保険運営方針」については、対象期間を平成30年度から令和5年度とし、中間年となる令和2年度に検証を行い、必要に応じて見直しを加えることとしている。
- 今般の中間見直し(案)における改定のポイントは以下のとおり。

1. 決算剰余金の活用

○ 市町村の国保財政運営の安定化のためには、年度間の事業費納付金の増減(特に急激な増)を可能な限り小さくすることが重要



☑ 県国保特会の決算剰余金の一部を活用し、**事業費納付金が急増する場合にその減算を行うことができるものとする。**

2. 国保税(料)水準の統一に係る議論

- 国保財政運営の県単位化の趣旨の一つが、「国保税(料)水準の統一」
- 1人当たり医療費の増や、加入者数の減により、将来的に国保税(料)負担が過大になる市町村が出てくることが予想され、共同運営体となった県の中での相互扶助が必要
- アンケートでは、約7割の市町村が統一に肯定的な一方で、統一することによる税率の上昇等を懸念し、一部市町村では統一に慎重な立場



☑ **丁寧に合意形成を図るべく、残りの対象期間中、統一を視野に議論を深める(統一の是非、統一の範囲、時期、前提条件等)。**

3. 事務標準化の推進

- 「国保事務提要」について、国保制度改革に伴う各種制度変更の反映や、今般の県単位化に伴う市町村事務の標準化・効率化のために見直しが急務
- 「市町村事務処理標準システム」の導入により、更なる事務標準化が期待



☑ 県と市町村協同での**「国保事務提要」の改定**や、**「市町村事務処理標準システム」の導入**に取り組むこととする。

2. 及び 3. について、**新たに作業部会を設置**して、検討を進める。

※ このほか、市町村からいただいた意見や、「国保運営方針策定要領(改定版)」の内容も踏まえ、所要の追記・修正を行う。
・保険者努力支援制度への取組強化 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・マイナンバーカードの取得促進 等